

農耕作業用自動車等機能証明要領（平成8年12月27日付け8農産第9055号農林水産省農産園芸局長通知）新旧対照表

改	正	現	行														
<p>第1 〔略〕</p> <p>第2 申請書 機能証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生産局長に対し、別記様式第1号による「農耕作業用自動車等機能証明申請書」（以下「申請書」という。）（2部）及び別表に掲げる添付書面を別記様式第2号の提出書面一覧表に取りまとめて提出するものとする。<u>なお、別表に掲げる添付書面及び別記様式第2号の提出書面一覧表は、郵送、持参又はE-mail（電磁的記録により作成されたPDF形式）により提出することができる。</u></p> <p>第3・第4 〔略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">添付書面</th> <th style="text-align: center;">記載要領等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>9 社内試験成績報告書</td> <td>様式は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき同機構が定めた審査事務の実施に関する規程に準ずること。</td> </tr> <tr> <td>10 〔略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 〔略〕 9の書面については、認証要領の附則16「検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領」の別表第2の整理番号18の社内試験成績書（灯火装置試験等、農耕作業用自動車等に必要なもの）による。</p> <p>別記様式第1号～2号の備考3 〔略〕</p>	添付書面	記載要領等	1～8 〔略〕	〔略〕	9 社内試験成績報告書	様式は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき同機構が定めた審査事務の実施に関する規程に準ずること。	10 〔略〕		<p>第1 〔略〕</p> <p>第2 申請書 機能証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生産局長に対し、別記様式第1号による「農耕作業用自動車等機能証明申請書」（以下「申請書」という。）（2部）及び別表に掲げる添付書面を別記様式第2号の提出書面一覧表に取りまとめて提出するものとする。</p> <p>第3・第4 〔略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">添付書面</th> <th style="text-align: center;">記載要領等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>9 社内試験成績報告書</td> <td>様式は、独立行政法人交通安全環境研究所法（平成11年法律第207号）第13条第1項に基づき同研究所が定めた審査事務の実施に関する規程に準ずること。</td> </tr> <tr> <td>10 〔略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 〔略〕 9の書面については、認証要領の附則16「検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領」の別表第2の整理番号17の（10）の灯火装置試験（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の自動車に係る場合を除く。）。</p> <p>別記様式第1号～2号の備考3 〔略〕</p>	添付書面	記載要領等	1～8 〔略〕	〔略〕	9 社内試験成績報告書	様式は、独立行政法人交通安全環境研究所法（平成11年法律第207号）第13条第1項に基づき同研究所が定めた審査事務の実施に関する規程に準ずること。	10 〔略〕	
添付書面	記載要領等																
1～8 〔略〕	〔略〕																
9 社内試験成績報告書	様式は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき同機構が定めた審査事務の実施に関する規程に準ずること。																
10 〔略〕																	
添付書面	記載要領等																
1～8 〔略〕	〔略〕																
9 社内試験成績報告書	様式は、独立行政法人交通安全環境研究所法（平成11年法律第207号）第13条第1項に基づき同研究所が定めた審査事務の実施に関する規程に準ずること。																
10 〔略〕																	